

## 臨時の禁漁区域・期間・遊漁制限等について

組合は、水産動物の繁殖保護、漁業調整上必要と認める場合は、遊漁のしおり（P9～P34）に記載の内容に加えて、臨時に採捕区域や期間を制限することがありますのでご留意願います。

### 【アユの放流に伴う禁漁措置について】

一部の河川（前年度実施組合等）では、6月1日頃からアユ解禁日前日まで、放流稚アユ保護のため、アユ以外の魚種について、河川の全面で、または河川の一部で川止め（禁漁措置）をすることがあります。アユの解禁日前に渓流魚釣りにお出になる方は、前もって各組合に直接、禁漁区域等の照会を行ってからお出かけいただくようお願いします。

#### <2020 年度に実施した組合>

全面川止め：大槌河川漁協、鶉住居川漁協、盛川漁協

（気仙川漁協は、遊漁規則第4条により6/1～6/30禁漁）

一部川止め：胆江河川漁協

### 【遊漁期間の変更】

#### ・盛川漁協（P18）

放流したアユ稚魚保護のため、河川の全面で6月1日から7月第1週まで川止めを行います。やまめ、いわなの遊漁期間は、3月1日から5月31日および7月第1日曜日（祝日）から9月30日となります。

### 【漁獲自粛中】

#### ・盛岡河川漁協（P28） うなぎ（資源保護のため）

### 【河川の復興工事に伴い禁漁区域の一部を一時的に解除中】

#### ・安家川漁協（P11） 年々川全域および元村清水川全域は禁漁とする。それ以外の区域は、今年度については一時的に禁漁を解除する。

不明な点等ございましたら、入川する漁協へ直接お問い合わせください